

平成十四年十二月十三日受領
答 弁 第 二 八 号

内閣衆質一五五第二八号

平成十四年十二月十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員山田敏雅君提出大手銀行過剰融資及び銀行法違反に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山田敏雅君提出大手銀行過剰融資及び銀行法違反に関する質問に対する答弁書

一について

株式会社あさひ銀行の代理人から債務者の代理人に対して御指摘の通知がなされたことは承知している。また、大蔵省から同行に対し、当事者間で解決すべき問題である旨を指導した事実はあるが、具体的にどのような解決を行うべきであるかを指導したことはなかった。

二について

お尋ねの理由は、把握していない。

三について

金融庁が株式会社あさひ銀行からお尋ねの融資について事情を聴取したことはあるが、同行が和解しない理由については、現在、訴訟で争われている個別取引に関する事項であるので、答弁を差し控えたい。